

平成29年1月から新制度がスタート!

# 市販薬の購入で医療費控除がより受けやすくなります

## ✓ ご存じですか「セルフメディケーション」

セルフメディケーションとは、個々人が医療や薬の知識を身につけ、かかりつけ医のもと自身の健康管理をする一方、軽い体の不調は医療機関にかからずに、OTC医薬品、つまり市販薬を上手に活用して症状をやわらげるなど、自分の健康は自分で積極的に守っていくことを意味します。

法的にもそれをバックアップするしくみがとられました。平成28年の所得税法等一部改正により、セルフメディケーション税制が創設され、市販薬を活用している人は、今までよりも医療費控除が受けやすくなります。

## ✓ 医療費控除のしくみ

医療費控除とは、家族で支払った医療費の総額が、1月から12月までの1年間で10万円を超えたとき、税務署への申告によって超えた分にかかる所得税等が戻ってくる制度です。医療費控除を受けるには、申告に必要な書類をそろえて所轄の税務署に提出するほか、インターネット上で手続きをする方法もあります。

## ✓ 12,000円を超える市販薬の購入で税金が戻る?!

従来の医療費控除の特例として、一定の市販薬の購入金額が家族で年間12,000円を超えた場合、申告により超えた分にかかる所得税等が戻ってくる制度(セルフメディケーション税制)が平成29年1月よりスタートします。

従来の医療費控除と異なるのは、対象者が健康増進や疾病予防のために、「一定の取り組みを行っている」という前提条件がある点です。還付申告を行う個人は、特定健診やがん検診、定期健診、予防接種を受けていることが必要です。

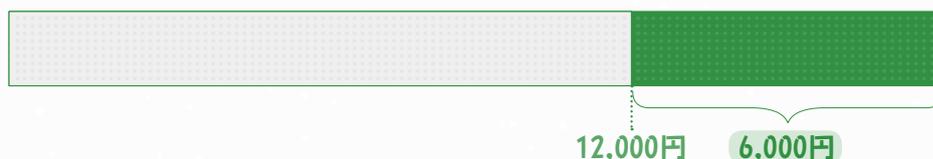
※特例と従来の医療費控除は併用することができません。該当する場合はどちらかを選択することになります。

対象購入期間	平成29年1月から平成33年12月31日
対象市販薬	かぜ薬や胃腸薬、関節痛の貼付薬など(パッケージの識別マークが目印)
申告書に添付する書類	対象市販薬を購入した際のレシート、定期健診や特定健診の結果、予防接種の領収書など、健康づくりや疾病予防の取り組みを行ったことがわかる書類

<共通識別マーク>

セルフメディケーション  
税 控除 対象

例) 対象となる市販薬の購入金額が1年間で18,000円の場合



例では12,000円を超える6,000円分が課税対象から控除されるため、6,000円にかかる税金が戻ってくるようになります。

※控除額の上限金額は88,000円です。88,000円を超えた場合は、88,000円が課税対象から控除されます。

(注) ここでいう家族とは、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他親族を指します。

詳しくは、国税庁HP / 厚生労働省HPをご覧ください。所轄の税務署にお問い合わせください。